



発行 新潟県
第7号
 令和7年1月28日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 67 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健総務課）
- 68 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 69 保安林の指定予定（治山課）
- 70 保安林の指定予定（治山課）
- 71 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 72 都市計画の変更案の縦覧（都市政策課）
- 73 都市計画の変更案の縦覧（都市政策課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会規程

- 1 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

- 2 個人演説会等を開催することのできる施設の異動報告（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第67号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和7年1月28日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	住 所 (開設者の場合は施術所等の名称及び所在地)	指定年月日
内田 智康	マッサージはり灸の内田 燕市吉田春日町3-20	令和6年11月26日

◎新潟県告示第68号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和7年1月28日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15010	登録年月日	平成15年6月20日				
登録検査機関の名称	協同組合 米ネットワーク新潟						
代表者氏名	理事長 瀧澤 毅						
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区南笹口1丁目9番29号						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産精米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆						
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	星山 恒広	もみ、玄米	K1517120				
	布川 雅文	もみ、玄米	K152020011				
備 考	略称『米ネットワーク新潟』令和7年1月28日農産物検査員2名の登録抹消。検査員合計115名。						

◎新潟県告示第69号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年1月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県東蒲原郡阿賀町東山字下ノ浦798、799、3249、3251、3252の1、3253の1、3254の1、3255の1、字十二ノ平甲1246の1、字十二ノ平3296の2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第70号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年1月28日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県南魚沼市山崎142から156まで、145の子、155の子、170、171、173、175、176、179から182まで、184、259の子、273の辰
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第71号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、三島郡出雲崎町の一部を受益地域とする県営八手地区区画整理・農用地改良保全(中山間地域総合整備)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年1月28日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和7年1月29日から令和7年2月27日まで
- 3 縦覧に供する場所
新潟県長岡地域振興局農林振興部ウェブサイト
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア 土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間を経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第72号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和7年1月28日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

- 1 都市計画の種類
上越都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)
- 2 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 自 令和7年1月28日
至 令和7年2月12日
 - (2) 場所
 - ア 上越市本城町5番6号(〒943-8551)
新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課
 - イ 上越市木田1丁目1番3号(〒943-8601)
上越市都市整備部都市整備課
 - ウ 上越市柿崎区柿崎6405番地(〒949-3292)
上越市柿崎区総合事務所建設グループ

3 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名（法人その他の団体にあつては、名前及び代表者の氏名）、住所及び電話番号、（利害関係人の方は、利害を有する土地の所在地、権利の種類）を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

4 意見書を提出できる者

上越市の住民及び利害関係人

5 意見書の提出期限

令和7年2月12日（必着）

◎新潟県告示第73号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和7年1月28日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 都市計画の種類

上越都市計画区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 上越都市計画市街化区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

上越市大和三丁目の一部

上越市大字石沢の一部

(2) 上越都市計画市街化調整区域

ア 追加する部分

上越市大和三丁目の一部

上越市大字石沢の一部

イ 削除する部分

なし

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 令和7年1月28日

至 令和7年2月12日

(2) 場所

ア 上越市本城町5番6号（〒943-8551）

新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課

イ 上越市木田1丁目1番3号（〒943-8601）

上越市都市整備部都市整備課

ウ 上越市柿崎区柿崎6405番地（〒949-3292）

上越市柿崎区総合事務所建設グループ

4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名（法人その他の団体にあつては、名前及び代表者の氏名）、住所及び電話番号、（利害関係人の方は、利害を有する土地の所在地、権利の種類）を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

5 意見書を提出できる者

上越市の住民及び利害関係人

6 意見書の提出期限

令和7年2月12日（必着）

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年1月28日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

- 1 入札に付する物件（以下「物件」という。）及び入札の日時等
売却物件一覧表のとおりとする。
- 2 入札参加資格
地方自治法施行令第167条の4及び新潟県暴力団排除条例第6条に該当する者は入札に参加できない。
- 3 所有権移転等
 - (1) 譲渡代金の完納により所有権が移転した後、物件の引渡しを行う。
 - (2) 所有権の移転登記は、売却物件の引渡し後、買取人の請求により県が行う。
- 4 契約に付す条件
 - (1) 物件引渡しの日から5年間は、以下の用途に用いることを禁止する。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第5項、第13項に規定する営業
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所、又はその他これに類するもの
 - (2) 上記(1)の用に供されることを知りながら、売払物件の所有権を移転し、又は地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権、その他使用若しくは収益を目的とする権利を第三者に取得させることを禁止する。
 - (3) 上記(1)の期間中、売払物件につき、所有権の移転又は地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権、その他使用若しくは収益を目的とする権利を設定しようとするときは、それらに関する契約書に上記(1)の趣旨の条件を付さなければならない。
- 5 その他
 - (1) 入札保証金
現金又は預金小切手をもって、入札金額の100分の5以上の金額
 - (2) 契約保証金
現金又は預金小切手をもって、契約金額の100分の10以上の金額
 - (3) 落札者がなかった場合の取扱いについては、改めて県ホームページで周知する。
 - (4) 入札、契約書、物件の詳細については、「一般競争入札による県有財産（土地・建物）の売払い物件案内（入札案内）」（以下「物件案内」という。）による。
 - ア 物件案内の配布期間
令和7年1月28日（火）から令和7年2月27日（木）まで（新潟県の休日を定める条例第1条に定める日を除く日の午前9時から午後5時までの間。）
 - イ 物件案内の配布場所
新潟県立新発田病院経営課、新潟県病院局経営企画課
※ 新潟県ホームページ「入札・発注・売却」からダウンロードが可能
 - (5) 問い合わせ先
新潟県立新発田病院 経営課 新潟県病院局経営企画課財務係
電話：0254-22-3121（代表） 電話：025-280-5555（直通）

売却物件一覧表

物件番号	所在地	地目	面積(m ²)	最低売却価格(円)	現地説明会日時	入札		摘要
						会場	日時	
1	新発田市大手町三丁目1366番1	宅地	190.83	5,530,000	令和7年2月21日(金) 物件1 午前10時	新発田市本町1丁目2番8 新潟県立新発田病院 5階 大会議室	令和7年2月28日(金) 午前10時00分から	附属建物あり (旧医師公舎)
2	新発田市大手町六丁目6番8	宅地	91.77	2,000,000	物件2 午前10時30分 ※事前申込制			

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、高周波手術装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年1月28日

新潟県立中央病院長 田部 浩行

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

高周波手術装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和7年3月31日(月)

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条の規定に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和7年2月4日(火)午後5時15分

4 入開札の日時及び場所

令和7年2月7日(金)午前10時00分

新潟県立中央病院 講堂2

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 暴力団等の排除

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年1月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市西区	(略) 済生会新潟病院	(略) 新潟市西区寺地 280-7	新潟市西区	(略) <u>新潟県済生会新 潟第二病院</u>	(略) 新潟市西区寺地 280-7
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
佐渡市	佐渡市立両津病 院	<u>佐渡市浜田177番 地1</u>	佐渡市	佐渡市立両津病 院	<u>佐渡市加茂歌代 177-1</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市中央区	(略) 特別養護老人ホー ム おもと園	(略) 新潟市中央区女 池西2丁目6番 25号	新潟市中央区	(略) 特別養護老人ホー ム おもと園	(略) 新潟市中央区鳥 屋野4丁目17- 5
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
村上市	(略) <u>村上市養護老人 ホーム やまゆり 荘</u>	(略) 村上市山屋749- 1	村上市	(略) <u>岩船広域養護老 人ホーム やまゆ り荘</u>	(略) 村上市山屋749- 1
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
妙高市	(略) <u>特別養護老人ホー ム わかつき妙高</u>	(略) 妙高市大字志976 番地	妙高市	(略) <u>特別養護老人ホー ム 妙高縁</u>	(略) 妙高市大字志976 番地
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、魚沼市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

令和7年1月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

指定内容に異動があった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
小出体育館 （旧小出第2体育館）	魚沼市小出島1209番地35	体育室	660.00	令和6年11月1日
干溝体育館 （旧小出第3体育館）	魚沼市干溝1441番地3	体育室	598.00	令和6年11月1日
魚沼市ボランティアセンター （旧小出ボランティアセンター）	魚沼市小出島1240番地2	多目的室	268.00	令和6年11月1日
魚沼市響きの森文化会館 （旧小出郷文化会館）	魚沼市干溝1848番地1	大ホール 小ホール	1373.00 263.00	令和6年11月1日
魚沼市総合体育館 （旧小出郷総合体育館）	魚沼市井口新田267番地	体育室 （旧体育館）	1,422.00	令和6年11月1日
折立トレーニングセンター （旧湯之谷トレーニングセンター）	魚沼市下折立198番地1	体育館	680.00	令和6年11月1日
ふれあい交流センターユピオ （旧湯之谷交流センターユピオ）	魚沼市大湯温泉182番地1	アリーナ	893.00	令和6年11月1日